

令和6年5月28日

入札監理課

建設工事において試験的に実施する
「一抜け方式・一括審査方式」の取り扱い

【定義】

「一抜け方式」とは、同一日に入札公告する複数の建設工事において、落札者を決定する工事の順番をあらかじめ定め、決定順番上位の案件の落札者となった者の他の工事における入札書を無効とし、落札者を決定する入札方式をいう。

また、「一括審査方式」は一抜け方式工事を対象とし、技術提案を求める工事において技術提案書の提出を一つのみとし一括で審査することにより、受注者・発注者双方の業務負担の低減を図る方式。

1. 対象とする工事の要件

- ・ 予定価格が3千万円以上の工事
- ・ 一つの発注機関により発注される工事であること
- ・ 発注工種が同一の工事であること
- ・ 同一日に公告、開札する工事であること
- ・ 入札参加資格要件が同一の工事であること

2. 取り扱い

(1) 一抜け方式

ア 開札順は、原則設計金額の大きい順とする。なお、対象工事の入札書提出締め切り時間は同日同時刻で設定する。

イ 落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。

ウ 先の工事で落札者となった者が次工事以降にも入札参加している場合は、その入札を無効として取り扱うものとする。

エ 対象工事のうち、上位の入札案件が中止や入札不調となった場合は、開札順位を繰り上げるものとする。

オ 事後審査となる総合評価方式においては、開札順番上位工事の落札候補者が次工事にも参加している場合は次工事においても開札を行い、先の工事において落札者として決定した後に次工事の入札を無効として取り扱う。

カ 入札参加者の数が工事数より少ない場合（例：工事2件で入札参加者が1

者のみ)は、一抜けにより入札参加者がなくなった工事は入札不調として取り扱う。

(2) 一括審査方式

ア 一抜け方式対象工事が総合評価方式の標準型及び簡易型で、求める施工計画適切性の評価項目及び技術提案のテーマが同一にできる場合、一括審査方式を採用することができる。

イ 一括審査の対象とする書類は、施工計画の適切性に対する評価(技術審査書 様式第9号)及び技術提案書(様式第10号)とする。

ウ 施工計画の適切性に対する評価(技術審査書)「様式第9号(その1)工事の工程表」については、数量等の違いにより工期が異なるなど同一のものが求められない場合は、一括審査の対象外とすることができる。